

5 監 査 第 9 0 号
令 和 5 年 9 月 5 日

請求人
名古屋市天白区
太 田 敏 光 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和5年8月14日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和5年8月14日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書（以下「請求書等」という。）並びに同月28日に請求人が行った陳述（以下「陳述」という。）により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県議会事務局長

2 請求の対象となる財務会計行為

令和4年度の政務活動費の支出において、宗教新聞である公明新聞と聖教新聞、政党機関紙である赤旗の購読に政務活動費を支出しているのは、一般論として政務活動費マニュアル違反であり、愛知県に返還されるべきであるにもかかわらず、県は返還請求を怠っている。

3 当該行為が違法・不当である理由

政務活動費マニュアル違反

4 請求する措置

政務活動費の返還

第2 監査委員の除斥

愛知県監査委員高桑敏直及び近藤裕人は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により除斥された。

第3 要件審査

本件住民監査請求が法第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この点、請求書等及び陳述によれば、請求人は、政教分離の視点から、宗教新聞である公明新聞及び聖教新聞並びに政党機関紙である赤旗の購読に政務活動費を支出しているのは政務活動費マニュアル違反であると主張している。

しかしながら、政教分離は、一人一人の信教の自由を確実に保障するために、国や地方公共団体が特定の宗教と関係を持たず、そこに公金の支出をしないという趣旨であり、本件では、その趣旨に違反するところはなく、本件住民監査

請求の根拠とすることはできない。この点、愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛知県条例第41号。以下「条例」という。）によれば、政務活動費を充てることができる経費のうち資料購入費については、「議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する書籍購入代、新聞雑誌購読料等の経費」とされており、新聞購読料を政務活動費に充てるのは条例が認めるところである。また、政務活動費マニュアルには、「一般に娯楽性が高いと判断される週刊誌等の雑誌類、スポーツ新聞等の経費には、特段の事情がない限り充当できない」との記載はあるものの、請求人が指摘する資料の購読を否定する旨の規定は見当たらない。政務活動費は、議員が自らの判断において県民のために自由闊達な充^{かつ}実した議員活動を行うことを目的として交付されるものであり、請求人が指摘する資料の購読も、自らの議員活動に資する情報収集の一環であると考えられることからすれば、本件支出が条例や政務活動費マニュアルに違反しているということとはできない。請求人の主張は、個人的な見解を述べているにすぎず、財務会計上の行為が違法又は不当である旨の指摘としては失当であり、その余を審査するまでもない。

第4 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。